

施 工 条 件 の 明 示

千葉県企業局施設整備センター

工事番号 施改 8 ・ 9 第 7 号

工 事 名 都計道関連園生給水場 4 号配水池撤去工事

工事箇所 千葉市稲毛区園生町 2 5 3 園生給水場内

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 場内の施工時間帯について、原則土日祝日を除く平日の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までとする。 2. 本工事で使用する埋戻し用土砂の一部は、千葉市の管理用地からの採取を計画している。そのため、受注者は監督職員の指示のもと当該市と調整のうえ、適切な搬入計画を立て、工事全体の進捗に支障のないよう工程管理を行うこと。
用 地 関 係	1. 用地の使用に当たり、場内施設や埋設物を損傷しないよう十分に注意すること。損傷を与えた場合は、原形に復旧すること。 2. 現場内に資材・重機等を置く場合は、事前に監督職員と協議すること。また、場内道路の支障の無い場所に配置すること。 3. 作業員詰所の設置は受注者の責で行うこと。現場内に作業員詰所を設置する場合は、事前に監督職員と協議すること。 4. 現場内仮置き場として使用した区域は、使用完了後に残土および資材等を完全に撤去し、速やかに原形に復旧しなければならない。
公 害 対 策 関 係	1. 建設機械は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定されている機械を使用すること。 2. 施工、建設機械の使用に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「千葉市環境保全条例」等の関係法令を順守すること。 3. 工事現場内で濁水が発生した場合は、浮遊物質（ＳＳ）等を「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」に定める排水基準以下に処理すること。 4. 水替工（ポンプ排水）の排水先は、監督職員と協議すること。
安 全 対 策 関 係	1. 関係法令を順守するとともに「土木工事安全施工技術指針」を厳守すること。 2. 転落する恐れのある箇所には単管フェンス等の転落防止施設を設置すること。また、夜間は第三者が近づかないようにバリケード及び照明器具等による立入防止措置を講じること。 3. 基礎杭引抜時は、特に周辺への影響が予想されるため、周辺の変位等を確認しながら安全に十分注意して施工すること。 4. 掘削底面での作業に当たっては、法面の崩落・地下水の湧出等に注意しながら施工すること。また、緊急時の作業員の避難計画を立て、定期訓練等の対策を十分講じること。 5. スロープ箇所の敷鉄板には、段差解消や滑り対策を講じること。

	6. 工事表示板・規制看板等の標識類、防護柵等の安全施設類については、施工状況に応じて設置すること。 7. 資機材の搬入・搬出等については、事故等が起こらないように十分留意すること。 8. 配水池掘削から埋戻しまでの期間においては、降雨による掘削底面の滞水に対し適切な排水処置を講じること。
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道を使用する際に損傷等を与えないように十分留意すること。また損傷等生じた場合、受注者の責において原形に復すること。 2. 道路を汚損させた場合は、路面清掃を行うこと。 3. 工事車両の通行に当たり、場内施設に損傷を与えないよう十分に注意すること。 4. 施工箇所（給水場）の出入口は、原則として給水場東側の市道穴川横橋町線に面する箇所とする。また、出入りについては、市道の渋滞を回避するため、左折入退場を原則とする。
仮 設 備 関 係	1. 仮設は受注者の責任で十分検討し、設置すること。 2. 工事用電源が必要な場合は、受注者の責で確保すること。 3. 工事用水については、当局の施設に支障のない範囲で支給する。
建 設 副 産 物 関 係	1. 建設副産物は「特記仕様書」に基づき適切に処理すること。
工 事 支 障 物 件 等	1. 工事に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には管理者と立会等を行い、必要な対応策を講じること。
そ の 他	1. 施工に当たっては、近隣住民への事前周知を徹底すること。なお、周知の方法については監督職員と協議すること。 2. 支給材料および搬入資材は、品質低下や変質を防止するため、適切な養生や保管方法により管理すること。 3. 現場発生品（マンホール材）は、現場内に仮置きしたうえで再利用を図ること。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議すること。 4. その他必要な事項については、監督職員と協議すること。